



## 緊急小口資金等特例貸付の受付は 令和4年9月30日で終了となります

新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業や失業等により収入が減少し、生活資金を必要とする方を対象とする緊急小口資金等特例貸付の申請受付は令和4年9月30日で終了となります。利用を検討されている方は早めの申請をお願いします。

### 1 申請期間

令和4年9月30日(金)まで

### 2 特例貸付の概要

新型コロナウイルスの影響により収入が減少した方に対し、必要な生活費を貸し付ける制度です。貸付の上限額等は以下のとおりです。

	緊急小口資金	総合支援資金(生活支援費)
貸付上限	学校の休業により仕事を休業した場合 など要件を満たす場合：20万円以内 その他の場合：10万円以内	単身世帯：月15万円以内 2人以上世帯：月20万円以内 貸付期間：原則3月以内
償還期間	2年以内	10年以内
貸付利子	無利子	

※一定の要件に該当する場合は国の償還免除制度のほか、県独自の償還金補助制度があります。

### 3 受付・相談窓口

お住まいの市町村の社会福祉協議会(連絡先は下記URLを参照)

<http://www.nsyakyo.or.jp/upload/bfac7e202dc73ea21b4ab151190213de24be39b4.pdf>

### 4 お問い合わせ先

社会福祉法人長野県社会福祉協議会(電話 026-226-2036、平日9時~17時)

ホームページ <http://nsyakyo.or.jp/>

社会福祉法人長野県社会福祉協議会  
相談事業部 あんしん創造グループ  
(部長)本藤久道 (担当)舟山優  
電話：026-226-2036  
FAX：026-291-5180  
E-mail [minsei@nsyakyo.or.jp](mailto:minsei@nsyakyo.or.jp)

健康福祉部 地域福祉課 自立支援・援護係  
(課長)手塚靖彦 (担当)矢島峻介  
電話：026-235-7094(直通)  
026-232-0111(代表)内線2319、2320  
FAX：026-235-7172  
E-mail [chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp](mailto:chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp)